

中小企業向け補助金における優遇による両立支援に向けた取り組み

- 主要な中小企業向け補助金において、子育て支援・女性活躍推進企業に対して、加点措置を講じることとする。

■ 対象とする補助金

事業再構築補助金、ものづくり補助金、IT導入補助金、小規模事業者持続化補助金、事業承継・引継ぎ補助金

■ 加点措置（※1）

①	全ての申請者	くるみん認定又はえるぼし認定（※2）を取得している場合
②	従業員100名以下	次世代法又は女活法の一般事業主行動計画（※3）を策定し、専用サイト（※4）で公表している場合

※1 加点幅は①>②とし、両方に該当する場合は①の分のみとする。

※2 法律（次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法）に基づき、厚生労働大臣が「子育てサポート企業」（くるみん及びトライくるみん）、「女性活躍推進企業」（えるぼし）を認定する制度。

※3 法律（次世代法・女活法）に基づき、従業員101人以上の事業主に策定等が義務づけられている計画。従業員100人以下の事業主については努力義務とされている。

※4 両立支援のひろば又は女性の活躍推進企業データベース。

■ 開始時期

事業再構築補助金：措置済み

ものづくり補助金：措置済み

IT導入補助金：4月下旬～5月中旬頃開始の公募回

小規模事業者持続化補助金：6月初旬開始の公募回

事業承継・引継ぎ補助金：6月中旬開始の公募回



くるみんマーク



えるぼしマーク